

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

確定申告書には、申立期間に係る国民年金保険料が記載されている上、妻は、申立期間に係る国民年金保険料について納付済みの記録となっている。申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、未加入と記録されていることに納付できない。申立期間について、保険料を納付していたと記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和59年12月から60年11月までの期間については、申立人が保管する60年分の確定申告書の控えに記載された国民年金の支払保険料額が59年12月から60年11月までの国民年金保険料の合計額と一致していることが確認できる上、税務署及び申立人の確定申告書の作成事務を受託していた税理士は、「昭和60年分の確定申告書に記載されている同年の国民年金の支払保険料は、申立人の保険料であると思われる。」と回答していることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料について納付していたものとみることが推認できる。

2 申立期間のうち、昭和58年8月から59年11月までの期間については、申立人が保管する58年分所得税の損失申告書の控えに社会保険料控除額が記載されているものの、その控除額について、税務署及び申立人の確定申告書作成事務を受託していた税理士は、「申立人本人の国民年金保険料と断定することはできない。」と回答している上、申立人が保管する59年分所得税の損失申告書の控えには社会保険料控除額が記載されておらず、このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち、昭和60年12月から61年3月までの期間については、申立人が保管する61年分の確定申告書の控えに記載された国民年金の支払保険料額が61年4月から62年1月までの国民年金保険料の合計額と、また、62年分の確定申告書の控えに記載された国民年金の支払保険料額が62年2月から同年11月までの国民年金保険料の合計額と、さらには、63年分の確定申告書の控えに記載された国民年金の支払保険料額が62年12月から63年12月までの国民年金保険料の合計額とそれぞれ一致することが確認できることから、当該期間の国民年金保険料については納付されておらず、申立人が保管する60年分から63年分までのいずれの確定申告書にも計上されていないことが推認できる。
- 4 これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月から60年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付は妻が行っていたが、申立期間の国民年金保険料については、領収書が残っていることから、納付したことは間違いない。また、還付を申し出た記憶もなく、還付金を受け取った記憶もないので、申立期間に係る保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及び還付整理簿から、申立期間の国民年金保険料については、いったんは国庫に収納されたが、その後、申立人の妻が厚生年金保険に加入していたことが判明し、昭和58年7月22日に申立人に還付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻が昭和57年11月3日に厚生年金保険に加入したことに伴う申立人の妻の国民年金から厚生年金保険への切替手続は同月19日に行われており、それに伴う申立人の同月3日付け国民年金被保険者資格の喪失手続は58年1月31日に行われていることが確認できる。ところ、申立人もしくは、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を担っていたとする申立人の妻が申立期間に係る国民年金の被保険者資格を喪失する意思をもって喪失したとするならば、申立人の妻が国民年金から厚生年金保険への切替手続を行った57年11月19日に、併せて申立人の被保険者資格の喪失手続も行うのが自然であるが、申立人とその妻の被保険者資格喪失の手続日が異なっている上、申立人及びその妻に、当該資格喪失の手続を行った記憶はない。

また、国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失手続は、資格喪失日を昭和57年11月3日として、58年1月31日に行われていることが確認できる。ところ、国民年金被保険者台帳及び、申

立人が保管する「昭和 57 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」によると、本来、国民年金未加入期間であるはずの 57 年 12 月及び 58 年 1 月分の国民年金保険料が同年 1 月 28 日に、同年 2 月及び同年 3 月の保険料が同年 3 月 2 日に金融機関の窓口で納付され、その後、当時、申立人が居住していた A 市区町村から社会保険事務所（当時）に対し、「同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は納付済である。」旨の進達がなされていることが確認できるが、資格喪失の意思をもった申立人もしくはその妻が、資格喪失手続日の前後に申立期間の保険料を納付することは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間、国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認できるほか、申立人もしくは申立人の妻が、積極的に国民年金の被保険者資格喪失の意思をもって喪失手続を行ったものとは推認し難い上、申立期間に係る保険料は、本来であれば、旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定が適用されるべきであり、申立期間は、誤還付により還付される前は納付済期間となっていたことから、納付済期間とすることが妥当である。

加えて、国民年金被保険者台帳から、昭和 59 年 5 月 10 日に、申立人に係る 58 年度の 3 か月分の国民年金保険料が同年 9 月から同年 11 月までの保険料に充当されていることが確認できるところ、申立人は未加入期間であった 58 年 4 月及び同年 5 月を除き、58 年度は保険料を完納しており、年金事務所も「いずれの期間の保険料を充当したかは不明。」と回答していることから、申立人の 58 年度の納付記録に係る行政の記録管理に不適切な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 7 月まで

A 都道府県の会社を退職する際、退職後は速やかに国民年金と国民健康保険の加入手続を行うよう言われていたため、帰郷後すぐに B 市区町村（現在は、C 市区町村）役場へ出向いて手続を行い、保険料は 1、2 か月遅れで納付した。

次の勤務先が決まり、昭和 55 年 8 月 18 日に B 市区町村役場へ被保険者資格の喪失の手続に行ったところ、残りの保険料を納付するよう言われたため、役場窓口で納付した。

申立期間が未納となっているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者資格の取得手続や国民年金保険料の納付方法等について、具体的かつ詳細に申し立てしているところ、これらの申立内容は、B 市区町村における当時の保険料納付方法等と一致しており、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人は厚生年金保険被保険者資格の喪失を理由に、国民健康保険と併せて国民年金の被保険者資格の取得の手続を行ったと主張しているところ、C 市区町村の記録から、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録に申立期間は国民年金の被保険者期間となっていることから、その主張には信ぴょう性がうかがわれる。

さらに、申立人が国民年金保険料の納付を行ったのは、申立期間に係る 2 回だけであり、納付手続等に係る申立人の記憶の混同が起り得る可能性は低いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和48年9月1日から49年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年9月1日に、資格喪失日に係る記録を49年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和54年9月1日から55年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を54年9月1日に、資格喪失日に係る記録を55年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を54年9月は4万2,000円、同年10月は4万5,000円、同年11月は4万8,000円、同年12月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月1日から49年3月16日まで  
② 昭和54年9月1日から55年4月1日まで

申立期間①当時はA社に、申立期間②当時はB社に勤務していた。A社及びB社に勤務していた期間の一部については、給料明細書を所持しており、同明細書に厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管するA社発行の採用通知書、昭和48年11月分の給料明細書及び、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社でC職として勤務していたとする同僚の供述から、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも同年9月1日から49年2月1日までの期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年11月分の給料明細書の厚生年金保険料の控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月分から49年1月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が保管するB社に係る昭和54年9月分から同年12月分までの給料明細書から、申立人は、申立期間②のうち、同年9月1日から55年1月1日までの期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和54年9月分から同年12月分までの給料明細書の厚生年金保険料の控除額から、54年9月を4万2,000円、同年10月を4万5,000円、同年11月を4万8,000円、同年12月を4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月分から同年12月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち昭和49年2月1日から同年3月16日までの期間及び、申立期間②のうち55年1月1日から同年4月1日までの期間については、申立てに係る事実を確認できる給料明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料も無く、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 9 年 4 月 1 日に A 社 B 事業所に就職し、10 年 4 月 1 日付けで A 社が運営する C 事業所に異動したが、A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 3 月 31 日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、平成 10 年 3 月分の給与から 2 か月分に相当する額の厚生年金保険料が控除されており、同年 3 月分の保険料も給与から控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事業所が保管する平成 10 年 4 月 1 日付け人事異動に係る伺い文書（平成 10 年 3 月 24 日起案）、C 事業所職員名簿（平成 10 年 4 月 1 日現在）、申立人に係る同年 3 月分の給与支払明細書（控）及び同年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、A 社 B 事業所に申立期間も継続して勤務し（平成 10 年 4 月 1 日に、A 社 B 事業所から C 事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所に係る平成 10 年 3 月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成 10 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するこ

とは考え難いこと及び、事業主は申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

申立期間において、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、国民年金保険料の納付書がA市区町村役場から届き、市区町村役場に出向いて、分割で保険料を納付できるように手続を行った記憶がある。2歳の長女を背負って納付手続を行った記憶があるので、昭和43年1月ごろのことだったと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月20日から44年8月6日までB市区町村に居住しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間直後の44年6月13日にB市区町村で、夫婦連番で払い出されたことが確認できるところ、申立期間当時、A市区町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、国民年金手帳記号番号の払出時点で、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年4月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年4月まで  
② 昭和54年8月から同年12月まで

私の妻は、昭和44年以降、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと言っている。しかし、申立期間について私の納付記録はなく未加入期間と記録されており納得がいかない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、両申立期間は国民年金の未加入期間と記録されているところ、その記録は、特殊台帳及びA市区町村が保管する国民年金被保険者台帳の記録と一致しているほか、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間については、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻が両申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、両申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻も、「夫が船員としての勤務を終える都度、船員保険から国民年金に切り替える手続を欠かさず行ったとは思いますが、両申立期間に係る手続を行ったかどうかは、はっきりと覚えていない。」と供述しており、両申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月及び50年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月  
② 昭和50年8月から51年3月まで

両申立期間に係る国民年金の加入手続は父が行い、国民年金保険料の納付についても父が行ったと聞いている。後日、父に国民年金保険料を返した記憶もある。

また、最近、年金相談のコールセンターに電話をした際、申立期間の記録が有ると言われ、社会保険事務所(当時)に記録統合のために行ったが、記録は無いとのことだった。

両申立期間についての国民年金保険料は、父が納付してくれたと思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年10月にA市区町村で払い出されていることが確認でき、この時点では、両申立期間については、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人は、両申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらの手続等を行ったとする申立人の父親も既に故人となっていることから、両申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年10月以前の期間において、申立人の氏名は無く、このほかに、両申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の両申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、両申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月からは平成3年3月まで

申立期間当時、私は、A市区町村の大学に通っていたが、20歳になってすぐの昭和63年7月ごろ、学生は任意で国民年金に加入できることを新聞等で知っていた父が、B市区町村役場で、同年6月から平成元年3月までの私の国民年金保険料約14万円を納付してくれた。平成元年度及び2年度の国民年金保険料についても、父が年度ごとにまとめて、約16万円ずつ、B市区町村役場で納付してくれた。昭和63年に父が加入手続を行った際に、黄色の国民年金手帳を受け取り、母が貴重品入れに保管していたが、私が大学を卒業し、就職した際に母からその手帳を手渡してもらったことを記憶している。

申立期間が未加入期間と記録されていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年7月ごろ、申立人の父親がB市区町村役場で申立人の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、オンライン記録並びに、B市区町村が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金資格得喪履歴から、申立人は、平成3年4月1日に新規に国民年金の被保険者資格（強制）を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、平成3年4月1日ごろに払い出されていることが確認できるが、申立期間は任意加入の対象期間であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点ではさかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父親が申立人の昭和63年度分国民年金保険料（昭和63年6月から平成元年3月まで）として約14万円を、平成元年度分及び2年度分国民年金保険料として、それぞれ約16万円を納付してくれたと主張しているが、実際の国民年金保険料額を試算すると、昭和63年度分は7万7,000円、平成元年度分は9万6,000円、2年度分は10万800円となり、申立人の主張する金額との間にかかなりの差異がみられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで  
母から父（死亡）が国民年金の加入手続をし保険料を納付していたと聞いていたにも関わらず、申立期間が未納と記録されていることに納得できないので、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立期間後の昭和51年12月27日ごろにA市区町村で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の一部については、時効により特例納付を行わない限り国民年金保険料を納付できない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に故人となっていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び、特例納付等を行ったか否かを含め国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、戸籍の記録から、申立人は、申立期間当時、B市区町村において住民登録を行っていることが確認できるところ、当時、A市区町村に在住している申立人の父親あてに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付通知書が送付されたとは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 367

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から62年9月まで  
国民年金への加入手続や保険料納付の詳細についての記憶はないが、申立期間の国民年金保険料については、A市区町村に居住していたころから納付していたような気がする。また、結婚した際にB市区町村において保険料を支払ったような記憶があるので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和63年10月20日以降にA市区町村で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和62年10月から厚生年金保険加入により国民年金の被保険者資格を喪失する平成2年11月までの国民年金保険料を、元年12月11日以降に順次過年度納付していることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料について納付した形跡はうかがえない。

さらに、申立人が保管するB市区町村の平成5年2月25日付け連絡文書に、申立期間の国民年金保険料は未納である旨の記載が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間当時の状況を知っていると名前を挙げた友人も、「申立期間当時の申立人の国民年金保険料の納付方法等については、一切不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から20年8月2日まで  
② 昭和20年10月1日から21年5月1日まで

申立期間①以前に勤務していたA社の雇主から、B社C工場を紹介され、定時制の学校に通いながら、申立期間①において、同社C工場のD部署に勤務した。

申立期間②については、E社（F社等に名称変更し、現在は、G社）のH部署に昭和20年10月1日から勤務していた。

しかし、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が両申立期間後に勤務した事業所に提出したB社I事業部が昭和44年5月17日付けで証明した勤務期間証明の写しから、申立人が、申立期間①においてB社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①当時、定時制の学校に通いながら、B社C工場に勤務していたと申し立てしているところ、同社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員のうち、回答を得ることができた二人は、「学校に通いながらB社C工場に勤務していた者の雇用形態は臨時雇用であり、厚生年金保険には加入できなかった。」と供述している上、別の一人は、「当時は、複数の雇用形態があったが、厚生年金保険に加入していたのは正社員だけだった。」と供述していることから、当時、申立てに係る事業所は、必ずしもすべての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

また、B社は、「当時の資料は何も残っておらず、申立内容については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人が両申立期間後に勤務した事業所に提出したJ社が昭和44年5月20日付けで証明した勤務期間証明の写しから、申立人が、申立期間②においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社は、「当時の資料は何も残っておらず、申立内容については分からない。」と回答している上、E社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員から聴取しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人については、前述の被保険者名簿に、申立期間②のうち一部の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、一人は連絡先不明であり、他の一人からは回答が得られない。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間後の昭和21年7月1日以降に払い出されていることが確認できる上、前述の被保険者名簿に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は21年5月1日と記録されており、申立期間②において申立人の氏名は無い。

3 このほか、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 22 日から 37 年 12 月 24 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A社で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受給したと記録されているが、請求した記憶も受給した記憶もない。

私は、A社を退職した際に受け取った厚生年金保険被保険者証を紛失し、再交付を受けたので、それまでの年金加入記録が消えてしまっている可能性があり、これが原因ではないかと思っている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日である昭和37年12月24日の前後それぞれ2年以内に被保険者資格を喪失した者134人（申立人を除く。）について、脱退手当金の支給記録を確認した結果、そのうち113人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち、93人が被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金を支給されていることが確認できることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年3月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、A社を退職後、申立人の夫と結婚する昭和40年2月\*日までの期間は、国民年金の強制加入期間であったものの、国民年金の加入

手続を行っていないことを踏まえると、申立期間当時、申立人の年金に対する意識は高かったとはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 414

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月20日から32年5月1日まで  
② 昭和33年4月21日から33年12月1日まで

昭和31年6月20日から33年12月1日までの期間において、A事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、両申立期間が厚生年金保険に未加入と記録されているのは納得できない。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、A事業所に勤務したと供述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員から聴取しても、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A事業所は既に廃業しており、厚生年金保険料の控除等に係る関連資料も無い上、当時の事業主は所在不明であり、当該事業主の子は、「当社は小規模な事業所であり、私はほとんどの従業員について記憶し、それぞれの顔と名前が一致するが、申立人については記憶がない。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿に、両申立期間において申立人の記載は無い。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立人は、申立期間②の始期である昭和33年4月21日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から31年3月1日まで  
② 昭和56年5月1日から58年9月1日まで

申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所にC職種として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入と記録されているのは納得できない。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人はA事業所に勤務したと供述しているが、適用事業所名簿から、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業登記簿には該当する事業所名が無いことから、当時の事業主及び役員が存在が不明であり、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

なお、A事業所と商号が類似したD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において申立人の氏名は無く、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員のうち、回答のあった3人は、申立人を知らないとしている。

- 2 申立期間②について、申立人はB事業所に勤務したとしているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間を含む昭和56年4月25日から59年3月15日までの期間において、同社とは別の事業所で雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B事業所は、「申立期間②当時の関係者はすべて、故人となっているか又は、当社を退職しており、申立人の勤務状況や保険料の控除状況等について確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員から聴取しても、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、昭和56年4月25日から59年3月15日までの期間において、申立人について雇用保険の被保険者記録が確認できる事業所は、既に解散しており、当時の事業主及び役員は所在不明である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることはできない。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 416（鳥取事案 12 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで  
昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 2 月 28 日までの期間において、A 社 B 支店に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

今回の再申立てに当たり、新たに提出できる資料等はないが、申立期間において、正社員として A 社 B 支店に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚について、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから、申立人が申立期間において、A 社 B 支店に勤務していたことは推認できるものの、同社 B 支店が保管する社会保険の適用対象者について記載した名簿（正社員及び、期間を定めた雇用契約の臨時従業員について記載された名簿であり、同社 B 支店が社会保険の適用対象外としている日々雇用の労働者を除いた名簿）に、申立人の氏名が掲載されていないこと、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名が見当たらないことなどから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、A 社 B 支店が保管する失業保険被保険者台帳から、申立人が、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月 16 日から 38 年 2 月 15 日までの期間において同社 B 支店に勤務していたことが推認できるものの、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、37 年 8 月 1 日から 38 年 3 月 1 日までの

間に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の者について、当該被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが勤務を開始したと供述する時期と一致していないことから、A社B支店は、申立期間当時、従業員全員までは、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

このほか、年金記録確認鳥取地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。